

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部支部長岩田悦子から次のとおり争議行為を行う旨、平成19年9月5日通知があった。

平成19年9月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

香川支部317号2006年5月10日付要求事項

- (1) 検査科の業務増加に必要な人員は正規職員で増員すること

香川支部330号2007年7月9日付要求事項

- (1) 退職者の補充は正規職員で行うこと
- (2) 業務委託及び派遣労働の導入・拡大は行わないこと
- (3) 救急医療体制を拡充整備すること
- (4) 電子カルテ化に伴い端末機器などを増設すること
- (5) 駐車場を増設すること

香川支部331号2007年7月13日付要求事項

- (1) 病棟にクラークを配置すること
- (2) 時間外勤務命令簿の記載方法を改善し統一すること

2 日時

平成19年9月20日午前0時から本問題完全解決に至るまでの期間

3 場所

香川県丸亀市城東町3丁目3-1

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。